

# 諫早市教育委員会議事録

令和元年第9回（8月定例）

# 令和元年第9回（8月定例）教育委員会

1 日 時 令和元年8月28日（水） 14時00分～15時40分

2 場 所 諫早市役所 7階 7-1会議室

3 出席者 教育長 西村 暢彦  
委 員 緒方 正親  
委 員 秀島 はるみ  
委 員 宮本 峻光  
委 員 原田 裕介

4 会議に出席した事務職員

教育次長	高柳 浩二
教育総務課長	田島 正孝
学校教育課長	有谷 孝彦
生涯学習課長	佐藤 小百合
文化振興課長	諸岡 昌史
文化振興課主任	野澤 哲朗

5 議題

議案第13号 諫早市文化財保護審議会への諮問について

議案第14号 諫早市文化財保護審議会への諮問について

## 議事録署名人の指名

緒方委員と宮本委員を議事録署名人に指名

## 議事録の承認

- 令和元年第8回（7月定例）教育委員会の議事録について  
質問・意見なし  
原案どおり可決

## 教育長等の報告の要旨

### 1 教育長の報告

- 長崎県市町村教育委員会連絡協議会第1回小委員会について

7月26日に長崎県市町村教育委員会連絡協議会の第1回小委員会を開催した。各市町教育委員会から県教育委員会への要望事項について取りまとめ、検討・協議するもので、10月に第2回、11月に第3回の会議を行い、県教育委員会へ要望書を提出する。要望項目としては、教職員の人事異動に関する事、教育行政に関する事の2項目で要望する。

- 本明川魚つかみ取り大会について

7月28日に本明川魚つかみ取り大会が開催され参加した。毎年、本明川を挟んだ永昌東町と天満町の主催で行われている。

- 8月1日付諫早市職員人事異動について

市職員の8月1日付け人事異動があり、7月30日に教育委員会辞令交付式を行った。

- ALT辞令交付式について

3人のALTが新しくなり、8月8日に辞令交付式を行った。

- 諫早市公民館運営審議会について

8月8日に諫早市公民館運営審議会を行った。各公民館の公民館運営協議会からの代表者と社会教育委員を合わせたメンバーで、公民館の講座等について審議を行っている。

- 諫早市要保護児童対策協議会代表者会について

8月5日に諫早市要保護児童対策協議会の代表者会があり出席した。要保護児童対策協議会は、家庭が子育てをきちんとできないなど様々なケースがあり、

問題がある家庭への対応方法など、それぞれのケースに応じた対策を協議する会で、健康福祉部こども支援課が事務局をしている。代表者会は、関係機関の代表者が集まり全体の運営について説明を受け、意見をやる会である。要保護児童対策協議会の下部組織として実務者会があり、関係機関から推薦されたメンバーが集まって会議をする。その下の個別ケース会議からの報告を受けて確認をする。個別ケース会議は、一つ一つのケースについてそのケースに係る職員等が集まり検討する会議である。

○江の浦子どもペーロン大会について

8月11日に江の浦子どもペーロン大会が開催され出席した。

○西部学校給食センターについて

9月から西部給食センターの調理等業務を民間委託してスタートすることとなる。調理・配送のリハーサルを行う際に試食をしてきた。

○田結浮立について

8月25日に田結浮立が開催され出席した。3年に1回開催されており、県の無形民俗文化財に指定されている。

○9月定例市議会について

9月定例市議会が9月6日に開会となる。議案の記者会見が8月30日に行われる。

《教育長の報告に対する質問・意見》

[委員]

要保護児童対策協議会代表者会について、家庭の事情によって子どもをしばらく親から離すといったケースがある場合は、その権限は代表者会が持つのか。

[教育長]

皆様の意見を聞きながら対策を決めるのは実務者会です。個別ケース会議で個別の対応を決め、取り組んできた結果や、新たなケースへの対応策などを実務者会で報告し、実務者会で合議制により決定している。

《 議 事 》

1 議案第13号 諫早市文化財保護審議会への諮問について

文化振興課長 説明

[委員]

保存はそれぞれの場所でされているのか。5ページの写真を見るとかなり虫食いがあるようだ。

[文化振興課主任]

表具は傷んでいるものもあるが、絵が描かれている本紙の方は状態は良い。

今は秘蔵されており、今後、展示を行うこととなると所有者がやり替えることもあると思うが、表具としての機能はまだある。

[委員]

文化財に指定された場合、所有者に対して取扱いの制約などあるか。また、修繕などする場合は、市の方から補助があるのか。

[文化振興課主任]

修繕の際には届け出が必要であることや、本体にかかわる部分の修繕には市から補助があることなど、所有者には、指定候補の段階でお知らせしている。

[委員]

管理について所有者に責任が生じるものだと思うが、ほったらかしてしまっ  
て開けてみたら虫食いがあったときは、行政処分とかあるのか。

[文化振興課主任]

文化財保護法や条例で故意に傷つけた場合は罰金とされているが、故意以外  
のことについては特にはない。あまりに痛みがひどいと申し出られた場合には、  
行政としては修繕してくださいと指導をせざるを得ない。

[教育長]

指定する前に内諾とかとっているのか。

[文化振興課主任]

指定をすることについて所有者から同意書をもっている。

[委員]

旧荘厳寺とあるが、荘厳寺は今はないのか。

[文化振興課主任]

荘厳寺は、明治維新の前までは現在の諫早神社の場所にお寺と神社の両方が  
あり、お寺の方は荘厳寺、神社の方は四面宮という名称であった。明治になり  
お寺は廃寺され、神社の方は諫早神社と現在の社名に変わった。どちらも江戸  
時代は領主の寄進で賄われており、明治以降はお寺としての経営が難しくて神  
社だけになったのではないかと思う。お寺の本尊は安勝寺に移っている。

[委員]

金泉寺は、最近はきれいになった。今からお寺の方も管理するのにお金がか  
かるだろうが、文化財に指定すると保存の方法をしっかりとやらないといけない。  
金泉寺を修復するには、市からも補助をしているのか。

[文化振興課主任]

金泉寺の本堂自体は指定文化財ではないので補助できないが、仏像の修復に  
は費用の半分を補助した。

[教育長]

文化財にはお金を出せるが、その周りには出せないということ。宗教関係に  
お金を出すことは問題になる。

原案どおり可決。

## 2 議案第14号 諫早市文化財保護審議会への諮問について

文化振興課長 説明

[委員]

先月は教育委員会としては、まだ様子を見ているという立場だと認識していたが、今回、教育委員会として調査にかかわるということになった根拠を教えてください。また、資料1ページの一覧の①②は実際に現物があり、③④⑤は、伝承地とされている。既にキリシタン関係の物だという証明がされているというのであれば、文化財としての価値を認めて発掘できると思うが、伝承と言われているものについては、教育委員会として調査をして文化財としての価値があるのかどうか明らかにするというのは順番が逆のような気がする。

[文化振興課長]

今回調査にかかわる根拠については、千々石ミゲル研究・顕彰会から調査報告書が出されたこと、また文化財保護審議会から遺物についてはキリシタン関連の出土品であるのは間違いなく、価値があるだろうとの意見が出されたためである。墓所推定地の調査については、全体の把握ができていないので、墓地の範囲が実際どれくらい広がっているのかの把握をするべきではないかとの意見も出ている。伝承地については、伝承が正しいものかをはっきりさせるため文献調査を行いたい。

[委員]

千々石ミゲルの墓所については、報告書があることが調査に踏み切る前提になっていて、伝承地については、それなりの方が文献を調査して報告書という形であがってきてから市として調査に入るといった手順を踏まないと、千々石ミゲルの報告書に乗じてと言われる危険性があるのではないか。

[文化振興課主任]

市内に伝承地といわれるものがあるが、地元の郷土誌の方々にしっかりと調べられて記録されているので、これは調査の根拠になるだろうと考えている。

[委員]

墓所の調査に伴って、関連する施設も同時に調査をした方が全体がわかりやすいとの考え方か。

[文化振興課主任]

市内でキリシタン関連遺跡等の調査をするのは今回が初めてとなる。広い範囲であるのかないのか確認するための調査として、これらの場所を先に手を付けたいと思っている。

[教育長]

千々石ミゲル墓所推定地の調査で進めたいのは、千々石ミゲルの墓かどうかを確かめようというものではなく、どれくらいの規模で墓が広がっているのか

範囲を確定させたいということ。今回は、その中の一つからキリシタン関連遺跡が出てきたので、その他にも出てくる可能性もある。どういう墓地なのか範囲指定することから始める価値はあるという判断になった。最終的に判断するのは文化財保護審議会であるので、今後の進め方の相談をした際に、ここだけではなくキリシタン関連遺跡としてある程度根拠を示せるものがあるが、今まで調べたことがないので、関連して調査をした方がいいのではないかとのアドバイスを受けた。

[委員]

可能性があるものについては、個人の発掘に任せるのではなく専門家と行政も関わって幅広くきちんとやっていただければと思う。もしこれがキリシタン関連遺産だということになると、長崎とタイアップしながら巡礼地とすることもでき、街の活性化にもつながっていくのでは。

原案どおり可決。

《学校教育課長の報告》

- 平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査結果について
- 令和元年度九州中学校体育大会競技結果について
- ALT（外国語指導助手）について

## その他

教育総務課長

定例教育委員会の日程について説明

15時40分閉会